

山梨県公報

第千三百四十七号

平成十五年

一月六日

月 曜 日

目次

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………

団体営土地改良事業の完了……………

林業用種苗生産事業者講習会の開催……………

告示

山梨県告示第一号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 芦沢川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 中巨摩郡榎形町大字曲輪田字井詰千七十五番五地先から千七十六番三地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 山梨県知事 天野建
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目六番一号
- 五 管理の内容

- 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)(の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十五年一月六日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、中野字大ノ久保土地改良事業共同施行代表申請者小野幸男から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成十五年一月六日

山梨県知事 天野 建

土地改良事業名	地区名	工事を完了年月日
区画整理事業	中野字大ノ久保地区	平成十一年十一月三十日

公告

林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、平成十四年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十五年一月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 開催日時 平成十五年二月四日(火) 午前九時三十分から午後五時まで
- 二 講習場所 甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館二階二〇五号会議室
- 三 受講対象者 山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者
- 四 受講手続
 - 1 提出書類
 - 受講申込書(山梨県森林環境部森林整備課及び各地域振興局林務環境部に備えてある所定の用紙によること。)
 - 2 受講手数料
 - 一万四千元(受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付

け、消印をしないこと。）

手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

3 受講申込書提出先

住所地を所管する地域振興局林務環境部

4 受講申込書受付期間

平成十五年一月六日（月）から一月二十四日（金）まで（県の休日を除く。）

五 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

六 その他

1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二

三一六四七）又は各地域振興局林務環境部森づくり推進課に問い合わせること。